

越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例の改正（案）に対する
パブリックコメント(意見募集)の結果について

1. パブリックコメントの実施の概要

意見募集期間	令和6年(2024年)11月25日(月)から 令和6年(2024年)12月25日(水)まで
周知方法	広報こしがや12月号、越谷市公式ホームページ、 越谷cityメール
公表資料の閲覧場所	廃棄物指導課(第三庁舎4階) 行政資料コーナー(エントランス棟2階) 市内の各地区センター(13か所) 越谷市公式ホームページに掲載
意見提出方法	上記閲覧場所へ提出(窓口持参又は意見箱への投函) 郵送、電子メール、ファックス、電子申請

2. パブリックコメントの結果

パブリックコメントの総数	意見延べ件数：2件(提出延べ人数：2人)	
提出方法の内訳	電子申請	2件(2人)
	電子メール	0件(0人)
	意見箱	0件(0人)
	窓口持参(廃棄物指導課)	0件(0人)
	郵送	0件(0人)
	ファックス	0件(0人)
意見への対応区分	A：条例又は施行規則に意見を反映する	0件
	B：条例又は施行規則の制定時の検討課題とする	0件
	C：改正(案)に対する意見、質問として受ける	0件
	D：その他一般的な意見、質問	2件

3. パブリックコメントのご意見と越谷市の考え方について

通し 番号	ご意見	越谷市の考え方	対応 区分
1	市内の堆積場だけでなく、近隣への運搬とみられる大型トラックの交通量が増えていることを懸念しています。 特に大袋小学校、荻島小学校などは通学路への大型車の通行数が増えているように思います。 堆積場の届け出の厳重化と視察。 大型車、交通の規制を望みます。	改正案とは直接関係がないご意見ですが、今後の参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見については関係機関に周知してまいります。	D
2	近隣の畑において数台の重機で穴を掘り、真っ黒な土砂を埋めている業者がいるが問題ないのか。（ご意見は要約しております。）	本条例の改正とは別に、個別に対応する必要がある案件と考えます。	D